

火の用心！秋からは火災が多くなる季節です

11月9～15日は「秋の火災予防運動」実施期間です。これから空気が乾燥し、火災が発生しやすい時期を迎えます。防火意識を高め、日頃から火災予防を心がけましょう。

消防局予防課 ☎582・3836

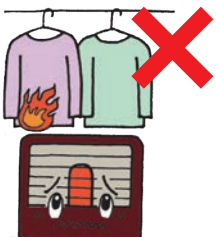
住宅防火いのちを守る10のポイント

- ①火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろなどは**安全装置の付いた**機器を使用する。
- ②火災の早期発見のために**住宅用火災警報器**を定期的に点検し、**10年**を目安に交換する。
- ③火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具や衣類、カーテンは、**防災性能が備わった品(防災品)**を使用する。
- ④火災を小さいうちに消すために、**消火器**などを設置し、使い方を確認しておく。
- ⑤お年寄りや体の不自由な人は、**避難経路と避難方法**を常に確保し、備えておく。
- ⑥防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、**地域ぐるみの防火対策**を行う。

4つの習慣



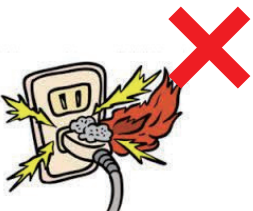
- ①**寝たばこ**は絶対にしない、させない。



- ②**ストーブ**の周りに燃えやすいものを置かない。



- ③**こんろ**を使うときは火のそばを離れない。



- ④**コンセント**はほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。

相続した土地を国が引き取る制度がスタートしました

土地を相続したものの、「利用する予定がない」「管理の負担が大きい」などの理由で相続した土地を手放したいとき、国にその土地を引き渡すことができる「**相続土地国庫帰属制度**」が始まりました。

【引き渡せる土地】

法令で定める、引き取れない土地の要件（建物がある、担保権が設定されているなど）に当てはまらない土地が対象となります。

【手続きにかかる費用】

- 申請時、土地1筆につき1万4000円の審査手数料
 - 審査承認後、土地管理費相当額として原則20万円の負担金
- ※市街地の宅地や森林など、面積に応じて負担金を算定するものもあり

【手続きの流れ】

①法務局への相談

相談先は、原則として土地がある都道府県の法務局の本局で、福岡県内の土地については福岡法務局本局となります。

福岡法務局本局（☎092・721・4575）では、対面や電話での事前相談を受け付けています（予約制）。

②申請書類の作成・提出

承認後の負担金の納付

制度や手続きの詳細については土地を管轄する法務局へ問

を。法務省のホームページでもご覧いただけます。



▲詳細はコチラから

11月は消費者被害防止強化月間です

問 消費生活センター 事務室 ☎871・0428

ご相談ください

年末が近くなるこの時期は、消費者トラブルが多発します。北九州市では、契約に関するトラブルなどへの意識を高めてもらうために、さまざまな啓発活動を行います。

消費生活センターでは、商品の購入・利用に関するトラブル、製品事故など、消費生活全般について無料で相談を受け付けています。

個人情報などの秘密は厳守されますので、まずはご相談ください。

消費生活センター

（戸畑駅前、ウエルとばた7階）

☎861・0999

受付時間 月～土曜日（祝・休日、年末年始は除く）の9～16時45分（第3土曜日は13時まで）

訪問販売事業者向け講習会の開催

消費者トラブルの未然防止や苦情の適切な処理について、11月25日（月）13時30分～16時、ウエルとばた2階（戸畑駅前）で、**甲**など

詳細は問を。

みんなに知ってほしい飲酒のこと

問 保健福祉局健康推進課 ☎582・2018

アルコールウォッチを使ってみよう

11月10～16日は「アルコール関連問題啓発週間」です。飲酒は健康だけでなく、さまざまな影響を及ぼします。一人一人がアルコールのリスクを理解し、自分に合った飲酒量を決めて健康に配慮した飲酒を心がけましょう。

お酒との付き合い方を見直そう

- ・自らの飲酒状況などを把握する
- ・あらかじめ量を決めて飲酒する
- ・飲酒前、飲酒中に食事を取る
- ・飲酒の合間に水を飲む
- ・1週間のうち、飲まない日を設ける

純アルコール量に着目しよう

飲酒量（純アルコール量）が少ないほど飲酒によるリスクは少なくなるという報告もあります。

生活習慣病のリスクを高める飲酒量は、1日の純アルコール量男性40g以上、女性20g以上です。



缶ビールなどのアルコール商品には、含まれる純アルコール量が表示されているものもあります。

エネルギー……………28kca
たんぱく質……………0.1g
1本当たり
純アルコール量……………12.6g
※純アルコール量＝
飲酒量×アルコール度数×0.8



▲「アルコールウォッチ」はコチラから

児童虐待問題 市民講座を開催

担子ども家庭局子育て支援課 ☎582・2082

11月は北九州市の「児童虐待防止推進月間」です。

家庭や学校、地域などで児童虐待問題を共に考えるため、市民講座を開催します。後日、YouTubeでも配信を行います。

日時 11月22日（金）13時30分～16時

※配信は12月3日（火）～26日（木）

会場 ウエルとばた12階（戸畑駅前）

内容 ①「北九州市の児童虐待の防止

の取組みについて」

②「北九州市の児童虐待対策について」

③「子ども虐待の理解と対応について」（講師は福岡市子ども家庭支援センターセン

ター長・河浦龍生さん）

定員 80人※配信は定員なし

申し込み 11月5日17時までに

ネットです。

問 北九州市社会福祉研修所 ☎873・7655